

「気象庁ガイドライン適合状況についての緊急地震速報利用者協議会共通様式」
その1 端末機能及び配信能力一覧表

会員名称(事業者名)

株式会社アイザック

機種名 緊急地震速報受信装置(ゆればーと)

型 番 YP-011

予報許可事業者・許可番号	該当端末で予報を提供している事業者名と気象庁許可番号です。	事業者名: 株式会社アイザック 許可番号: 許可第189号、変更許可第189-2号
使用する予報の種類	該当端末で使用する予報は、右欄でチェックが入っているものです。	☒ 地震動(震源由来震度): 従来手法 ☒ 地震動(波面伝播非減衰震度): PLUM法 ☒ 地震動(長周期地震動階級等)
予報を行うために使用している資料	該当端末で予報を提供する元となった情報は、右欄でチェックが入っているものです。	☒ 緊急地震速報(予報)電文 ☐ 緊急地震速報(警報)電文 ☒ リアルタイム震度電文 ☐ 事業者独自に観測したデータ ☐ その他()

端末機能及び配信能力について、機種ごとに記載します。

「明示すべき事項の解説」は、公開する場合には省略することができます。

ガイドライン	4 措置・機能・能力についての詳細 4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細				どのような手段で実現しているかの説明
	番号	項 目	明示すべき事項	明示すべき事項の解説	
基本的機能	1	サーバーとの接続障害の検知	端末とサーバーは常に接続されていないと緊急地震速報(業)を利用することができないので、接続の異常があった場合に、端末で検知する手段と、それをどのように知らせるか。	端末から定期的にサーバーとの接続を確認するもの、サーバーから一定の間隔で送られてくる予定になっている信号が送られてこないことで検知するもの等がある。	端末からサーバーに向けて60秒毎に死活監視(WEBで確認可能)を行い、切断したときは管理者へメール通知。メール通知後、弊社営業時間内は利用者へ電話連絡。端末側は通信用LEDにより通知(正常時: 点灯、異常時: 消灯)。
	2	サーバーから緊急地震速報(予報/業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのに要する時間	端末が、緊急地震速報(予報/業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのに要する平均的な時間。	緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いため、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。 なお、気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間が短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	端末が緊急地震速報を受信してから、予測計算を行ない、設定条件に従って発報するまで、1秒以内。
	3	不正な緊急地震速報(予報/業)等の端末での破棄条件	どのような緊急地震速報(予報/業)等を受信したときに、端末が、不正とみなして破棄する(動作させない)のか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、端末に不正な緊急地震速報(予報/業)等が配信される可能性がある。その際、誤った動作を起こさないよう、端末で破棄する機能があるとよい。 なお、破棄条件としては、過去の緊急地震速報(予報/業)等を受信したり、動作の判断に必要な重要な要素が欠損したような緊急地震速報(予報/業)等を受信したりした場合等が考えられる。	動作の判断に必要な要素が欠損した電文は廃棄し、端末は動作しない。
	4	同一内容の緊急地震速報(予報/業)等を複数受信した場合の動作	サーバーから同一内容の緊急地震速報(予報/業)等を複数回受信した場合に端末がどのような動作をするのか。	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表するシステムや(一財)気象業務支援センターのサーバーは、障害時等に備えて冗長化されているため、配信・許可事業者は、通常、同一内容の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を複数回受信する。また配信・許可事業者も、配信を確実にするため、同一内容の緊急地震速報(予報/業)等を複数回配信する場合がある。 同一内容のものを受信するたびに複数回動作することは意味がなく、かえって混乱を生じる可能性もあることから、後から受信したものについては、破棄することが適切な動作である。それぞれの緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文にはどの地震についてのものかを示す識別記号(地震ID)及びそれが何番目のものであるかを示す識別記号を設けてあるので、後から送られてきたものが同一内容かどうかの判別は可能である。	同じ電文を受信した場合、後から受信した電文は何も処理しないで破棄する。
	5	動作履歴の保存	障害時の原因究明等に用いるための動作履歴の保存状況(保存数、保存の内容等)やその閲覧方法。		動作ログは1年分端末に保存。直近のログはリモートで回収可能 また、発報履歴は設定により端末よりメールで送信する事も可能
	6	耐震固定等の地震の揺れへの対策	強い地震動を受けても端末が継続して動作するよう、耐震固定等の揺れへの対策。		壁かけ用のねじ止めあり
	7	自己診断機能	サーバーと接続できない、自動時刻合わせができない等、緊急地震速報(業)を適切に利用できない状況になった場合に、端末利用者にどのように知らせるか。		通信用LEDにより通知(正常時: 点灯、異常時: 消灯)。
	報知・出力機能	報知機能や外部出力機能		報知とは、オペレーターが機械等を制御したり、人が危険回避するために、緊急地震速報(業)を音声や画面により知らせることである。 外部出力とは機械や放送設備等を自動制御するために必要となる接点等外部出力を動作させることである。	
		ア 音声による報知	緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、音声で報知することができるか。	報知する内容や条件設定については、「報知・制御出力条件設定機能」(番号18～29)で明示する。	端末自体が備えている音声アナウンスによる伝達
		イ 画面表示やライト等による報知	緊急地震速報(業)を端末利用者に知らせる際、音声のほか画面表示やライト等、音声以外の方法で報知することができるか。	地震の強い揺れが続いていること示すことが基本だが、予想した猶予時間や震度等の表示を行う場合もある。後者を利用する場合は予想の誤差等について端末利用者が承知しておくことが前提となる。他に、P波、S波が震央から広がっていくような画面表示で端末利用者に猶予時間等を直感的に知らせる場合もある。また、次で述べる外部出力機能を用いる等して、耳の不自由な方へ警告灯やフラッシュライト等による提供ができることを推奨する。	端末自体が備えているLEDランプで表示 オプションでディスプレイを使用した表示も可能
		ウ 外部出力機能	機械や放送設備等を自動制御するための接点をはじめとする外部出力の機能として、どのようなものが備わっているか。	端末が複数の接点を持ち、複数の機械や放送設備等を制御したり、それぞれ別の条件(例えば、①の接点は震度3以上、②の接点は震度5弱以上、③の接点は訓練報等)で動作させたりできると、きめ細かい自動制御が可能となる。	接点数2、接点毎に閾値設定可 キャンセル報受信時に動作する制御接点を1所有

ガイドライン		4 措置・機能・能力についての詳細 4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細				どのような手段で実現しているかの説明
		番号	項目	明示すべき事項	明示すべき事項の解説	
訓練・支援機能		9	動作試験機能	端末とそれによって制御される機械の動作の試験を行うために備わっている機能。	本物の緊急地震速報(業)で確実に制御や報知ができることを保証するためには、普段からこの機能を用いて動作の確認をしておく必要がある。 試験の方法としては、気象庁や配信・許可事業者から送られてきたテスト報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。	テスト電文を受けて接点信号として出力することが可能 端末単体でテストする事も可能
		10	訓練支援機能	オペレーターや端末利用者が緊急地震速報の訓練を行う際に支援するために備わっている機能。	緊急地震速報(業)提供時に迅速かつ確実にオペレーターや端末利用者が対応できるためには、オペレーターや端末利用者が訓練を行うことが必要となることから、端末が訓練であることを報知したり、訓練報用の外部出力を行うことで訓練が行えることよい。 訓練支援の方式としては、配信・許可事業者から送られてきた訓練報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。訓練報では、本物の緊急地震速報(業)とは明らかに区別して動作させなければならない。	テスト電文を受けて対象機器制御まで含めた一連のテストを行うことが可能。 端末単体でテストする事も可能
		11	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨の伝達	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表された際の伝達方法。	この機能があることで、端末利用者は、気象庁が緊急地震速報(警報)を発表したことを知ることができ、緊急地震速報(警報)の発表と端末の動作が異なる場合に生じる可能性のある混乱の防止に寄与する。 なお、気象業務法第20条で、許可事業者は端末利用者に緊急地震速報(警報)を伝達するように努めなければならないとされている。また、地震動予報業務の許可を受ける際、気象庁の警報事項を受ける方法も申請することとされている。	警報は使用しない
		12	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った場合、その旨の伝達	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った際の端末利用者への伝達方法。	100ガル超え緊急地震速報や1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)及び深発地震についての緊急地震速報(業)は、従来法かPLUM法かを問わず一般的に精度が低い。また、長周期地震動階級・周期別階級の予想については1階級程度の誤差が含まれることから、任意の周期の絶対速度応答スペクトルの値及び任意の周期帯の絶対速度応答スペクトルの最大値については数値としての精度は高くない。これらの緊急地震速報(業)により制御、放送及び報知をさせる場合、端末利用者は精度について理解し、利用することによる影響を十分考慮したうえで利用しているものではあるが、精度が低い緊急地震速報(業)により制御、放送及び報知されたことを即時に端末利用者知らせる機能があることで、混乱防止に寄与する。	マグニチュードが判明しない緊急地震速報は使用しない 震源が150kmより深いデータは使用しないように設定 1観測点のデータは使用しないように設定
地震動予報機能	基本的機能	13	地震動予報の手法	端末利用者に提供する震度、長周期地震動階級等及び猶予時間の予想がどのような手法で行われているか、また、どの場所のものであるのか。	明示する内容の一つとしては、気象庁長官から許可を受けた許可事業者の名称及び許可番号がある。これを明示することで、予報の責任の所在が明確になる。 PLUM法に基づく震度の予想を行う場合にあって、気象庁が発表するリアルタイム震度電文に含まれる予報資料を用いる場合、気象庁における観測点の運用管理等のため、必要な観測点に関する予報資料が入手できないことがあり、このときPLUM法に基づく震度の予報が提供できないことの明示である。また、気象庁が提供する以外の予報資料を用いる場合には、その予報資料の運用管理についての明示である。 地震動予報の場所としては、緯度・経度を指定してピンポイントの予想を提供するものや市町村等の区域の代表点を予想して提供するもの等がある。 なお、地震動の予想を用いて構造物の詳細な揺れの予報を行う事業者は、気象庁長官の定める手法による地震動の予想を用いることを推奨する。その上で、地震動の予想、構造物の詳細な揺れの予報の方法と性能、提供方法を明示することを推奨する。特に、利用者の誤解を防ぐため、端末で伝えるものが地震動の予報でないことを予め利用者に明示しておくことが必要である。また、このことについて万全を期すため、構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に緊急地震速報(予報／業)を提供する際においては、「緊急地震速報(予報／業)とは異なる予報を受け取っている」ということをしっかりと認識できるよう構造物の詳細な揺れの予報を行う業者から予め利用者に明示しておく等の措置を講じる必要がある旨、配信・許可事業者から構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に対してしっかりと明示しておくことが求められる。地震動予報と構造物の詳細な揺れの予報は、それらの役割に応じた利用方法の明示が重要である。	緊急地震速報受信装置(ゆれば一と)の製造元 予報業務許可事業者「許可第189号」 「変更許可第189-2号」 株式会社アイザック
		14	時刻合わせ	正しい猶予時間の予想のために、時刻合わせの方法や頻度等、どのように時刻合わせを行っているのか。	緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対しての誤差を常に±1秒以内に収めることが基本となる。また、時計は自動合わせできるとよい。	サーバーは NTPによる自動校正を行い、端末は60秒毎にサーバーと同期
		15	不正な緊急地震速報(予報)等の破棄条件	どのような緊急地震速報(予報)等を受信したときに不正とみなして破棄する(地震動予報に使わない)のか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が配信される可能性がある。その際、誤った緊急地震速報(業)を提供しないよう、予報を行わずに破棄するとよい。	動作の判断に必要な要素が欠損した電文は廃棄し動作しない。
		16	気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文への対応	気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に基づいて地震動予報ができるか。	緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文は、現在、気象庁の東京システム、大阪システムのいずれか一方のシステムで作成されたものが発信されるので、このどちらのシステムで作成されても地震動予報を行える必要がある。	東京システム・大阪システム、どちらのシステムで緊急地震速報(予報)が作成されても地震動予報を行えます。
		17	予報履歴の保存・管理	予報履歴の保存状況(保存数、保存の内容等)やその閲覧方法。	観測された震度と比較して予想の精度を確認するために、過去に行った緊急地震速報(業)が閲覧できるとよい。	管理用画面より確認

共通書式 その1 端末機器及び配信能力一覧表

ガイドライン		4 措置・機能・能力についての詳細			どのような手段で実現しているかの説明
		番号	項目	明示すべき事項	明示すべき事項の解説
基本設定機能	18	震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間	端末を動作させる設定震度、設定長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの設定大きさ及び設定猶予時間を、どのように定めることができるのか。	端末利用者は、制御する機械等や施設の安全性等に基づいて、設定震度、設定長周期地震動階級等、設定した構造物の詳細な揺れの大きさ値及び設定猶予時間を定めて端末を動作させることになる。	設定機能有り（デフォルトは震度3、長周期地震動階級3）
	19	緊急地震速報(警報)と整合した動作	端末の動作の条件を緊急地震速報(警報)が端末利用者の指定する場所を含む地域に対して発表されている場合の端末の動作を、どのように設定できるのか。	緊急地震速報(警報)はテレビやラジオ、携帯電話でも直接個人に伝えられるため、端末の報知や緊急地震速報(業)の館内放送の内容が違っていると混乱が生じる可能性がある。これを回避するための対策の一つがこの設定を用いて館内放送することである。	警報は使用しない
	20	報知音	緊急地震速報(業)及びこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのか。	緊急地震速報(業)及び構造物の詳細な揺れの予報の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音の他に、REIC(特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会)のサイン音、一般的なアラーム音等がある。	NHKチャイム/REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音およびオリジナル音源(4種類)から選択可能
	21	予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間の報知表現	緊急地震速報(業)に含まれる予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れや大きさ及び猶予時間を報知する場合の表現を、どのように設定できるのか。	報知表現には、「10秒後に震度5弱の揺れがきます」のように予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間をそのまま具体的な数値を人に伝える方法と、それらには誤差があることを考慮し、安全を確保するための最小限の報知として、具体的な震度、長周期地震動等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間を報知せずに、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を用いる方法がある。ただし、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は算出できないことから、猶予時間について報知させる場合には、「まもなく到達」等の表現を用いる方法がある。長周期地震動階級等の予報やこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、高層ビル・免震建物・長大構造物等の長周期地震動の影響を受けやすい場所においては、到達予想時刻を過ぎてから高層ビル等が共振し大きく揺れ始めるケースがあることを念頭に、到達予想時刻後もしばらくの間は揺れへの警戒を怠らぬよう放送を継続することを推奨する。 震源の位置とマグニチュードが「仮定震源要素」である場合は、震度の予想がPLUM法に基づく場合を除き、震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさを過小に予想することになることから、規模の小さな地震が発生したと誤解させないよう注意が必要である。 また、長周期地震動階級は「気象庁長周期地震動階級表を定める件」(令和二年気象庁告示第六号)に規定されており、階級は1～4の4段階である。長周期地震動階級1に満たない階級は定めていないため、長周期地震動階級1に満たない予測を端末等で表示する場合には、「階級1未満」と表示することを推奨する。定めていない階級(例えば「階級0」等)で端末等に表示する場合には、利用者の誤解を防ぐため、便宜上の値であることを予め利用者に明示しておくことが重要である。なお、周期別階級については、「長周期地震動の周期別階級」を表していることが明らかであり、端末利用者もそのことを理解している場合は、短く単に「周期階級」と表示させる選択もある。	「10秒後に震度5弱、階級2の揺れがきます」のように 予想した震度、長周期地震動階級、猶予時間を報知する
	22	緊急地震速報(予報/業)等の精度情報による動作	緊急地震速報(予報/業)等の精度情報を用いての端末の動作を、どのように設定できるのか。	緊急地震速報(予報)等は1つの観測点の観測データのみに基づいて発表されることがある。1観測点のデータに基づく場合は、従来法かPLUM法かを問わず、落雷等による誤報の可能性があったり、一般に震源やマグニチュードの推定の精度が低いことから、利用にはリスクを伴う。もし、1観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報/業)等を利用する場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定すべき旨を明示するとともに、精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知等されたことの伝達方法を明示しておく必要がある。 なお、緊急地震速報(警報)は2つ以上の観測点の観測データに基づいて発表している。	1観測点のデータは使用しないように設定
	23	100ガル超え緊急地震速報を受信した場合の動作	ある観測点で加速度が100ガルを超えた地震動を検知した場合に気象庁が発表する緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を受信したときの端末の動作をどのように設定できるのか。	この緊急地震速報(予報)は、強い揺れが発生したことを素早く知らせる情報であるが、1観測点のデータに基づく場合は雷等による誤報の可能性もある。また、マグニチュードが推定できていないことから震度の予想ができない。もし、この緊急地震速報(予報)を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定すべき旨を明示するとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報/業)で報知等された場合には、そのことを伝達できる機能があるとよい。	従来法でマグニチュードがない緊急地震速報(100ガル超え緊急地震速報)は使用しない
	24	同一地震について複数回緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	同一の地震に対して複数回提供された緊急地震速報(予報/業)等を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	通常、緊急地震速報(予報/業)は後続のものほど精度が上がるが、緊急地震速報(業)で予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさによりいったん端末が動作し、その後の緊急地震速報(業)の予想で予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさにより短い時間で動作を解除したり変更することは、一度解除しなければ回避できた危険や混乱を生じさせることに十分な留意が必要になる。また、受信することに接点出力や報知を行うことは、制御先の機械に悪影響を与えたり、報知内容が聞き取れなかったり等の問題を招く場合があるので、注意が必要である。	予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ通知内容を変更する。
	25	ある地震の緊急地震速報(予報/業)等を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	複数の地震の緊急地震速報(予報/業)等を同時期に受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、初めに受信した地震の緊急地震速報(予報/業)等では予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさが設定した値を超え、動作を開始したが、後から受信した別の地震の緊急地震速報(予報/業)等では設定震度を超えなかったため、前の動作を解除するような設定は明らかに不適切といえる。また、報知が後続の緊急地震速報(業)によって頻繁に入れ替わったり、前の地震の緊急地震速報(業)による予想震度、予想長周期地震動階級等及び予想した構造物の詳細な揺れの大きさが大きかったりもしくは猶予時間が短かったりしたにもかかわらず、後の地震の緊急地震速報(業)の報知が優先された場合も、オペレーターや端末利用者の対応を混乱させかねない。	予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ通知内容を変更する。
	26	深発地震についての緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の動作	深発地震に対して発表された緊急地震速報(予報/業)等を受信した場合の端末動作をどのように設定できるのか。	現在の地震動予報の手法では、PLUM法に基づく場合を除き、深発地震について正確な震度や長周期地震動階級等を予想することは困難である。もし、この緊急地震速報(予報/業)等を利用する機能を設ける場合、端末利用者には深発地震の震度の予想精度が十分でないことを明示するとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報/業)等で報知等された場合には、そのことを伝達できる機能があるとよい。	従来法については設定機能あり(デフォルトは、150km以上深発の緊急地震速報は使用しない) PLUM法は深発地震に関係なく動作する

報知・制御出力条件設定機能

共通書式 その1 端末機器及び配信能力一覧表

4 措置・機能・能力についての詳細					どのような手段で実現しているかの説明	
4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細						
ガイドライン	番号	項 目	明示すべき事項	明示すべき事項の解説		
		27	キャンセル報を受信した場合の動作	緊急地震速報(予報/業)等が落雷等のノイズによる誤報であった場合に発表されるキャンセル報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	気象庁は、揺れを検知して緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表した後に、その揺れが地震のものではないと判断されたときに、その緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に対してのキャンセル報を発表する。よって、端末が動作をした緊急地震速報(予報/業)等についてキャンセル報を受信したときのみに、端末はキャンセル報による動作を行うとよい。	既に報知した地震に対してキャンセル報が出された時に動作する
		28	訓練報を受信した場合の動作	気象庁や配信・許可事業者から配信される訓練報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、端末利用者が訓練実施を選択できるよう、訓練報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに訓練できるようになる。また、訓練を行う際には、端末が訓練報を受信して最初に「これは訓練です」と音声報知したうえで動作するとよい。また、外部出力を行う場合は、訓練用に用意されたプログラムを動作させる等、本物の緊急地震速報(業)とは異なる外部出力を行うとよい。	デフォルトは動作しない設定。動作する設定では、訓練報を受けた際には警報音の後に「訓練です」を報知。
		29	テスト報を受信した場合の動作	端末の正常動作を確認するために配信・許可事業者から配信されるテスト報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのか。	例えば、端末利用者が端末の正常動作を確認できるよう、テスト報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに試験できるようになる。テスト報を受信した場合、端末は本物の緊急地震速報(業)を受信したときと同じ動作をするので、自動制御を行っている際には、端末利用者は十分理解したうえで試験を行うとよい。	デフォルトは動作しない設定。動作する設定では、訓練報を受けた際には警報音の前後に「テストです」を報知。
配信・許可事業者の通信能力	基本的機能	30	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから緊急地震速報(予報/業)等を端末に届けるのに要する時間	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから緊急地震速報(予報/業)等を端末に届けるのに平均的に要する時間。	緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いのので、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。 気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いのので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。	気象業務支援センターと当社配信サーバは、気象業務支援センターが指定するVPNサービスを使用し、FTTH専用線で接続されている通信ログで確認する限り1秒以内で送信できている
		31	気象庁から端末まで配信を途切れさせないような対策	緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文が気象庁からいつ発表されるかわからないので、気象庁から端末までの配信が、回線やサーバーの故障時やメンテナンス時も含め、可能な限り途切れないようにするために施している対策。また、その対策によっても防ぎきれない場合の、途切れてしまう条件や時間等。	(一財)気象業務支援センターは、万一のサーバーの故障や回線断に備えて同一内容の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を2つのサーバーから配信・許可事業者のサーバー向けに同時に配信できるように準備している。この2つのサーバーと配信・許可事業者の用意する2つのサーバーとを専用回線等の信頼性の高い物理的に分離された回線でそれぞれ常時接続しておく、一方のサーバーが故障したり、一方の回線が断になった場合でも、他方で緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を継続して受信できる。	当社の配信サーバは2台一組として動作しており、それぞれのサーバは常に気象支援センターのサーバー2台と接続されている。 端末は常に2つのサーバを利用しているので、1つのサーバと通信が出来ない場合でも他方のサーバから緊急地震速報の受信は可能
		32	サーバーや回線のセキュリティ対策	サーバーにウイルスの感染や意図しない他者の侵入(クラッキング)を許さないための対策や、悪意を持った者が端末に緊急地震速報を届ける回線に割り込み、端末に対して嘘の緊急地震速報(予報/業)等を流すようなことがないよう回線に施している対策。	回線のセキュリティ対策としては、サーバー・端末間の通信の暗号化、サーバー・端末同士の認証、サーバー・端末間の回線の閉域化等がある。	サーバはデータセンターで管理しており、管理作業は全てVPNを使用して行なう。 サーバー端末間は認証あり
		33	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類	気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類。	気象庁と配信・許可事業者間には(一財)気象業務支援センター(一次配信事業者)だけでなく、二次以降の配信事業者等が介在していることがあり、その能力や、それらの間の回線が配信の速度や信頼性に影響する。また、一般的に、介在する配信・許可事業者が少ない方が迅速性、信頼性が高まる。	緊急地震速報の経路は、 気象庁(気象業務支援センター) → VPN → 当社配信サーバー → 端末
		34	不正な緊急地震速報(予報/業)等のサーバーでの破棄条件	どのような緊急地震速報(予報)等を受信したとき、不正とみなして破棄するのか。	気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が配信される場合がある。その際、端末が誤った動作を起こさないよう、サーバーで破棄できるとよい。	動作の判断に必要な要素が欠損した電文は廃棄し動作しない。
		35	サーバーの時刻合わせ	正しい配信や猶予時間の予想のために、どのように時刻合わせを行っているのか。	緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対しての誤差を常に±1秒以内に収めることが基本である。また、時計は自動合わせできるとよい。	NTPによる自動校正
	配信・設置等の機能	36	サーバーの設置環境	緊急地震速報(予報/業)等を、停電や地震発生等の異常が発生した際も含め、安定的に配信するため、サーバーをどのような環境に設置しているのか。	設置環境には、サーバーを耐震化された建物内に設置し耐震固定したり、空調の整った部屋に設置したり、無停電化すること等がある。	耐震化されたデータセンター(コンピュータ専用ビル)で、耐震固定も実施、無停電化、空調導入済み。
		37	端末に対して接続を確認する方法	端末がサーバーに正しく接続しているかどうかを配信・許可事業者が確認する方法。	端末とサーバーが適切に接続(緊急地震速報(予報/業)等が端末に配信できる状態)されていることを配信・許可事業者がサーバー側で常時監視する方法や端末利用者が端末の検知機能で障害を見つけた場合に連絡を受けて管理する方法等がある。	端末との接続状態はWebの管理画面で確認可能 端末切断、接続時には配信サーバーより管理者にメールで通知する
		38	端末への個別配信の可否	訓練報やテスト報を含む緊急地震速報(予報/業)等を個別の端末に限って配信する能力の有無。	一斉配信をしている場合でも、全端末利用者に対して端末の受信設定を連絡する等の手段で個別配信と同じ効果を端末側の制御で確実に実現できる場合は、個別配信と同等とみなす。	端末毎に緊急地震速報の本物や訓練、テスト報の配信設定が可能
		39	配信履歴の保存・管理	実際の地震の発生状況と緊急地震速報(予報/業)等の配信状況の比較等を行うための配信履歴の保存状況(保存数、保存の内容等)やその閲覧方法。		管理用画面より確認
保守・連絡体制	40	サーバーや端末の故障時等保守対応	サーバーや端末の故障時の対応や日頃からの保守の内容。	日頃からの定期点検や端末が故障したときにどの程度で修理が行えるかということ、サーバーが故障した際にどの程度で復旧できる体制が整備されているか等がある。	端末故障時の修理はセンドバックで対応 修理期間中は代替端末の貸し出し可能 サーバは2台で動作しているので、故障時にも緊急地震速報の配信には影響なし また、サーバは1日以内に修理できる体制有り	
	41	端末利用者への連絡手段・内容	配信・許可事業者から端末利用者へに連絡する内容や直接連絡する手段。	連絡する内容には、回線の不具合やサーバー保守、故障による配信停止の通知、気象庁からの連絡等がある。直接連絡する手段には、メール、電話、郵便等がある。このような連絡体制が確立していることで、気象庁からの訓練等の緊急地震速報に係るお知らせに関しても端末利用者が受けとることができる。	緊急地震速報に係るお知らせやサーバー保守によるサービス停止の通知等をメールで連絡(特別な場合は電話連絡あり)	
	42	端末の利用方法に関する助言	端末利用者の利用方法や利用目的、制御を行う対象、端末の設置状況等について把握して行う助言の内容。	端末の購入後に端末利用者が変わったり、利用方法を変更した場合もあるので、その場合に端末利用者から連絡を受けられるようにしておくといよい。	端末販売時に利用者の利用形態を把握し、緊急地震速報の適切な利用について、助言を実施	

共通書式 その1 端末機器及び配信能力一覧表

ガイドライン		4 措置・機能・能力についての詳細				どのような手段で実現しているかの説明
		4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細				
		番号	項 目	明示すべき事項	明示すべき事項の解説	
信・許可事業者によるサポート	利用者への明示	43	配信に用いる回線の品質やリスクの明示	(一財)気象業務支援センターとサーバー間、サーバーと端末間の回線の品質やリスク(切断や遅延の起こる可能性や条件等)。	回線には、専用線、衛星通信、インターネット及び有線テレビの放送線等、様々な種類があるが、それぞれ品質やリスクが異なる。また、回線を冗長化したり、違う経路の回線と組み合わせることにより、回線切断のリスクを軽減することも考えられる。さらに、同じ回線を緊急地震速報(予報/案)等の配信以外に用いているとその影響が及ぶ場合がある。	気象業務支援センターと当社配信サーバーは、気象業務支援センターが指定するVPNサービスを使用し、FTTH専用線で接続されている 当社配信サーバーからインターネットへは光回線で接続
		44	端末を接続できる配信・許可事業者及び配信・許可事業者が接続できる端末	許可事業者: 同者の端末を接続できるサーバーを有する配信・許可事業者について サーバーを有する配信・許可事業者: 接続できる端末について	この情報によって、端末利用者は配信・許可事業者と相談した上で、別の配信事業者のサーバーから緊急地震速報(予報/案)等を受信することができるようになり、配信・許可事業者側の都合によりサービス継続が困難になった場合でも、緊急地震速報(予報/案)等の継続的な利用ができるようになる。	弊社端末のみ利用可能
		45	端末利用者からの配信状況等の問い合わせへの対応	端末利用者からの配信状況等の問い合わせの際、どのような対応ができるのか。	緊急地震速報(予報/案)等がサーバーから端末に配信されたかどうかや提供した緊急地震速報(案)の内容について端末利用者から問い合わせがあったときに、回答できること等がある。	10時～18時、緊急地震速報や自社端末等の専門的な知識を有する職員が対応可能
		46	緊急地震速報(予報)等の内容等の変更への対応	気象庁が緊急地震速報の改善のため、地震動の予想方法の改良や緊急地震速報(予報)等の内容等を見直すときに、サーバーや端末をどのような手段で対応させるか。	サーバーや端末に備えられたソフトウェアの手動または自動更新、端末の取り換え等がある。 なお、気象庁が内容等の変更を行う際には、配信・許可事業者が対応できるように十分な周知期間をとる。 気象庁では、様々なニーズに応じて防災情報の多様化が進む中、より詳細で高度化された防災情報を提供するにあたって拡張性に富んだXML形式での電文配信を行っている。今後の緊急地震速報の高度化を見据え、XML形式での電文受信を推奨する。	サーバープログラム改修、及び端末アップデート機能で対応可能
		47	緊急地震速報(予報/案)等の技術的な限界や特性等についての端末利用者への明示	気象庁から許可を得た地震動予報の手法や地盤増幅度及び誤差等を含めた、緊急地震速報(予報/案)等の技術的な限界や特性等の明示。		端末販売時に利用者の利用形態を把握し、緊急地震速報の適切な利用について、助言を実施

※ この表は、気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(平成23年4月22日発表、令和6年3月28日一部改正)」について、端末機能及び配信能力を記載する緊急地震速報利用者協議会の共通様式です。記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開しております。

会員名称(事業者名) 株式会社アイザック

機種名 緊急地震速報受信装置(ゆれぽーと)

型 番 YP-011

想定する利用方法 A-①②、C-①

端末利用者が施す措置について、機種ごとに記載します。

「オプション」もしくは「(op)」と記したものは、条件によっては、影響等を十分考慮したうえで取り得る措置の一つを記述しています。

- A 機械・館内放送設備等の自動制御に用いる場合
- ① 機械等の制御に用いる場合
 - ② 不特定多数向けの館内放送に用いる場合
 - ③ ②以外の館内放送に用いる場合
- B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御に用いる場合
- ① 機械等の制御に用いる場合
 - ② 不特定多数向けの館内放送に用いる場合
 - ③ ②以外の館内放送に用いる場合
- C 端末の報知による人の危険回避に用いる場合
- ① 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合
 - ② ①以外の内容についても端末に報知させる場合

○端末や配信の選択

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
1	気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間が1秒以内に行える配信・許可事業者の利用を推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	1秒以内
2	気象庁から端末まで、配信を途切れさせないような十分な対策をとっている配信・許可事業者の利用を推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	当社の配信サーバーは2台一組として動作しており、それぞれのサーバーは常に気象支援センターのサーバー2台と接続されている。端末は常に2つのサーバを利用しているので、1つのサーバと通信が出来ない場合でも他方のサーバから緊急地震速報の受信は可能
3	時刻の誤差が常に1秒以内となるよう時刻合わせを行っている配信・許可事業者の利用を推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	サーバは NTP による自動校正を行い、端末は60秒毎にサーバと同期
4	配信・許可事業者によるサポートが充実しているものを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	10時～18時、緊急地震速報や自社端末等の専門的な知識を有する職員が対応可能
5	震度の予想手法として従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	従来法、PLUM法のハイブリッド方式で対応

○端末や回線等に対して施す措置

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
6	耐震固定等の地震の揺れへの対策をとることを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	壁かけ用のねじが付属し、ねじ止めを推奨
7	無停電化の措置を講じることを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	無停電電源装置の導入により対応可能
8	端末の冗長化を推奨	○	○	○	○	○	○	(op)	(op)	2台導入いただく事で対応可能
9	常時接続できる回線が必須	○	○	○	○	○	○	○	○	光回線、ADSL等を推奨、基本的に有線で接続
10	専用線等信頼性の高い回線の使用を推奨	○	○	○	○	○	○	(op)	(op)	オプション
11	サーバーと端末間の物理回線の冗長化を推奨	○	○	○	○	○	○	(op)	(op)	オプション

○予想した猶予時間、到達予想時刻による制御、放送及び報知

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
12	猶予時間がない場合でも制御、放送及び報知を行うことを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	猶予時間がない場合でも利用
13	猶予時間+10秒程度は安全確保を促す放送、報知を継続させることを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	猶予時間+設定時間(デフォルト20秒)は「揺れがおさまるまで身を守ってください」と繰り返し放送
14	高層ビル等において長周期地震動階級等の予報やこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、到達予想時刻後しばらくの間、制御、放送及び報知を継続させることを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	長猶予時間+設定時間(デフォルト20秒)は「揺れがおさまるまで身を守ってください」と繰り返し放送

○予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさによる制御、放送及び報知

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
15	予想した震度等が設定値(*)を超えた時に制御、放送及び報知を行うことを推奨 (*)制御先の耐震性能等や施設の安全性、端末利用者の必要性に応じて設定した値	○	○	○	○	○	○	○	○	設定機能有り(デフォルトは震度3) 音声報知、接点毎に別々の設定が可能
16	予想した震度や長周期地震動階級等による放送、報知の場合、緊急地震速報(警報)に整合する放送、報知を行うことを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	警報は使用しない
17	予想した構造物の詳細な揺れの大きさによる放送、報知の場合、長周期地震動階級・周期別階級で階級3以上に相当する大きな揺れが予想された場合に放送、報知を行うことを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	-
18	(オプション) 構造物の詳細な揺れの予報を行う場合は、予報が地震動の予報でないことについて予め明示している前提で、階層等を特定して強い揺れが来ることを放送、報知	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)	-

※利用者の誤解を防ぐため、構造物の詳細な揺れの予報を行う際には、放送、報知するものが地震動の予報でないことを予め利用者に明示することが必要である。また、このことについて万全を期するため、構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に緊急地震速報(予報/警)を提供する際には、「緊急地震速報(予報/警)とは異なる予報を受け取っている」ということをしっかりと認識できるよう構造物の詳細な揺れの予報を行う業者から予め利用者に明示しておく等の措置を講じる必要がある旨、配信・許可事業者から構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に対してしっかりと説明しておくことが求められる。

共通書式 その2 端末利用者が施す措置一覧表

○精度情報等による制御、放送及び報知

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
19	複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)による制御、放送及び報知、または緊急地震速報(警報)に整合する制御、放送及び報知を行うことを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	1地点の緊急地震速報は使用しないように設定
20	(オプション)100ガル超え緊急地震速報や1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)を、迅速な制御や制御の準備、また放送設備の起動等の準備に利用	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)	(op)			-

○深発地震についての緊急地震速報(業)による制御、放送及び報知

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
21	震度の予想手法がPLUM法に基づく場合は制御、放送及び報知を行うことを推奨。 一方、震度の予想手法が従来法に基づく場合は、制御、放送及び報知を行わないことを推奨。	○		○	○		○		○	深発地震についても PLUM 法に基づく場合は制御及び報知を行なう 従来法の場合は、150km 以上の深発地震のデータは使用しないように設定
22	(オプション)震度の予想手法が従来法に基づく場合でも、経験的に大きな揺れが観測される東日本の太平洋側地域等で制御、放送及び報知に利用	(op)		(op)	(op)		(op)		(op)	150km 以上の深発地震のデータは使用しないように設定
23	緊急地震速報(警報)に整合する放送、報知を行うことを推奨		○			○		○		警報データは使用しない
24	長周期地震動階級等の予報やこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、深発地震では制御、放送及び報知を行わないことを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	150km 以上の深発地震のデータは使用しないように設定

○緊急地震速報(業)で制御、放送及び報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)による制御、放送及び報知

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
25	放送、報知の内容は変更しないことを推奨		○			○		○		予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ、通知内容を変更する
26	予想した震度や長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさによって制御、放送及び報知を変えており、制御、放送の変更が可能な場合、かつ、新たに予想した値が大きくなる場合には、新たに予想した値に応じた内容で制御、放送及び報知することを推奨 一方、新たに予想した値が小さくなる場合の変更には十分な留意が必要	○		○	○		○		○	予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ、通知内容を変更する
27	震度等の違いによって制御、放送及び報知の内容を変えていない場合や、制御、放送及び報知の開始後に内容の変更が許されない場合や利用者が対応できない場合は、制御、放送及び報知の開始後の緊急地震速報(業)は用いないことを推奨	○		○	○		○		○	予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ、通知内容を変更する
28	長周期地震動階級等の予報やこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、高層ビル等においては、到達予想時刻後もしばらくの間は、揺れへの警戒を継続してもらうよう放送、報知を継続することを推奨。またしばらく制御を継続する必要があることを考慮して、あらかじめ制御時間等を検討しておく必要がある。	○		○	○		○		○	長猶予時間+設定時間(デフォルト20秒)は 「揺れがおさまるまで身を守ってください」と繰り返し放送

○放送や報知による伝え方

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
29	緊急地震速報(警報)に整合している場合で放送、報知させる場合、NHKチャイム音を推奨。そうでない場合はNHKチャイム音以外の音源を推奨		○	○		○	○	○	○	NHKチャイム/REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音およびオリジナル音源(4種類)から選択可能
30	(オプション)騒音等で放送が聞き取りにくい条件下において、認識しやすい報知音や文言で放送			(op)			(op)			NHKチャイム/REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音およびオリジナル音源(4種類)から選択可能
31	(オプション)放送を聞く在館者等が対応可能なら、予想した震度等によって報知音や放送文言を変えて放送			(op)			(op)			-
32	放送した後は、実際の震度等を放送することを推奨		○	○		○	○			-
33	予想した震度や長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ、猶予時間は誤差が含まれるため具体は報知せず、素早く身を守ることを促す報知を推奨							○	○	具体的な震度や猶予時間を報知しない設定も可能
34	予想誤差について理解していれば、具体的な予想震度や長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ、猶予時間を報知する選択もあるが、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は報知せず、「まもなく到達」等の表現を用いることを推奨								○	PLUM法に基づく発報では猶予時間は報知しない
35	耳の不自由な方へも伝わるのが重要であるため、緊急地震速報(警報)に整合している場合は、放送や報知に合わせて、警告灯やフラッシュライト等を活用することを推奨		○	○		○	○	○	○	端末自体が備えているLEDランプで表示 オプションでディスプレイを使用した表示も可能

共通書式 その2 端末利用者が施す措置一覧表

○キャンセル報の扱い

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
36	制御に利用した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、制御の解除やその判断に利用することを推奨	○			○					発報時に使用する接点数2点はキャンセル報で解除 キャンセル報受信時にバルスを出す制御接点を1所有
37	放送、報知に利用した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、キャンセルされた旨の放送、報知を行うことを推奨		○	○		○	○	○	○	キャンセルされた旨の報知を行なう
38	制御または放送の準備に利用した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、準備を解除することを推奨	○	○	○	○	○	○			-
39	制御または制御の準備、放送または放送の準備、報知に利用しなかった緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報は利用しない	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○その他

番号		A			B			C		どのような手段で実現しているかの説明
		①	②	③	①	②	③	①	②	
40	テスト報を受けて行う試験の実施を推奨 なお、普段はテスト報を受けても動作しない設定とすることを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	テスト電文を受けて対象機器制御まで含めた一連のテストを行うことが可能。 テスト・訓練報の使用可否は設定可能
41	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練の実施を推奨 なお、普段は訓練報を受けても動作しない設定とすることを推奨		○	○	○	○	○	○	○	テスト電文を受けて対象機器制御まで含めた一連のテストを行うことが可能。(端末テスト発報でも接点出力は可能) テスト・訓練報の使用可否は設定可能
42	配信・許可事業者に利用方法等について連絡することを推奨	○	○	○	○	○	○	○	○	10時～18時、緊急地震速報や自社端末等の専門的な知識を有する職員が対応可能

※ この表は、気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(平成23年4月22日発表、令和6年3月28日一部改正)」について、端末利用者が施す措置を記載する緊急地震速報利用者協議会の共通様式です。記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開しております。

会員名称(事業者名)

株式会社アイザック

機種名

緊急地震速報受信装置(ゆれぽーと)

型番

YP-011

端末利用者が施す措置(消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送)について、機種ごとに記載します。

(op)は、(op)の条件の下で端末を利用する場合に、影響等を十分考慮したうえで取り得る措置の一つを記述しています。

番号		A 機械・館内放送設備等の自動制御	どのような手段で実現しているかの説明
		消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送	
1	気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間	1秒以内	1秒以内
2	気象庁から端末まで、配信をとぎれさせないような対策	十分とられているもの	当社の配信サーバは2台一組として動作しており、それぞれのサーバは常に気象支援センターのサーバ2台と接続されている。 端末は常に2つのサーバを利用しているので、1つのサーバと通信が出来ない場合でも他方のサーバから緊急地震速報の受信は可能
3	時刻合わせ	±1秒以内	サーバは NTPによる自動校正を行い、端末は60秒毎にサーバと同期
4	配信・許可事業者によるサポート	充実しているもの	10時～18時、緊急地震速報や自社端末等の専門的な知識を有する職員が対応可能
5	耐震固定等地震の揺れへの対策	必須	壁かけ用のねじが付属
6	無停電化	推奨	無停電電源装置の導入により対応可能
7	端末の冗長化	推奨	2台購入いただく事で対応可能
8	回線 常時接続できる回線	必須	必須
	専用線などの信頼性の高い回線	推奨	オプション
9	サーバー-端末間の物理回線の冗長化	推奨	オプション
10	予想した猶予時間	猶予時間がない場合でも利用	猶予時間がない場合でも利用
11	予想した震度	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →施設の安全性による閾値を設定	利用者様のご要望にて、緊急地震速報の通報を行う震度の閾値を変更可能
12	精度情報 (凡例) 100ガル:100ガル超え緊急地震速報 1点:1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業) 複数点:複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →複数点を利用	マグニチュード情報なし、1観測点のデータは使用しないように設定
13	深発地震についての緊急地震速報(業)	・不特定多数向けの警報に整合した業務放送 →警報に整合 ・その他 →利用しない (op)東日本太平洋側では、利用	150km 以上の深発地震のデータは使用しないように設定
14	放送・報知内容	非常用放送設備の内蔵音源での放送とし、メッセージの変更はできない	
15	緊急地震速報(業)で制御、放送、報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)	同一地震は制御不要。別の地震については制御必要。 また、同一地震、別の地震にかかわらず、放送内容は変更しない。	予測震度が1以上大きい演算結果の場合、 猶予秒数が短くなった場合にのみ、通知内容を変更する
16	キャンセル報	利用しない	
17	試験	テスト報を受けて行う試験を実施 ただし、普段は、テスト報により動作や放送をしない設定とすること	デフォルトではテスト報を端末へ配信しない

番号		A 機械・館内放送設備等の自動制御	どのような手段で実現しているかの説明
		消防法施行規則に対応した非常用放送設備による館内放送	
18	訓練	端末が持つ訓練機能または訓練報を端末が受けて行う訓練を実施ただし、普段は、訓練報により動作や放送をしない設定とすること	端末が持つ訓練機能にて利用者にて実施可能 テスト・訓練報の使用可否は設定可能
19	配信・許可事業者への連絡	推奨	10時～18時、緊急地震速報や自社端末等の専門的な知識を有する職員が対応可能
20	非常用放送設備への起動信号出力	無電圧メイク接点出力 許容電圧:DC30V以上 電流容量:500mA以上 最小許容電流:0.5mA以下 メイク時間:10秒(-0秒, +5秒)	無電圧メイク及びブレイク接点出力 制御出力定格負荷:AC125V/0.3A DC30V/1A 接点電圧の最大値:AC125V DC60V 接点電流の最大値:1A 定格入力:DC5V/15mA メイク時間:放送中は保持 外部音声出力:RCA式 -10dBm±3dB 600Ω(1kHz) 不平衡

※ この表は、緊急地震速報利用者協議会が定める「気象庁ガイドライン適合状況についての緊急地震速報利用者協議会共通様式」を参考として、一般社団法人電子情報技術産業協会が定めた「緊急地震速報に対応した非常用放送設備に関するガイドライン（2011年4月制定）」に基づいて、一般社団法人電子情報技術産業協会非常用放送設備専門委員会が作成した記載様式です。

この表の各項目は、同ガイドラインで規定する消防法施行規則に対応した非常用放送設備により緊急地震速報の館内放送を行うための非常用放送設備に接続する緊急地震速報受信端末について、端末利用者が施す措置を記載します。

記載内容は、各会員が記載したもので、当該会員の責任において公開しております。